



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 規則
  - \*36 和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則 (下水道課)..... 1
- 訓令
  - \*9 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 2
  - \*10 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 5
  - \*11 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第36号

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道事業財務規程 (平成31年和歌山県規則第23号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表 (第14条関係) 勘定科目表					別表 (第14条関係) 勘定科目表				
1 収益					1 収益				
略					略				
2 費用					2 費用				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠・ ポンプ 場・処 理場費	略		流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠・ ポンプ 場・処 理場費	略	
			手当等					賃金	
			略					略	
		総係費	略				総係費	略	
			手当等					賃金	
			略					略	
略					略				
略					略				
3 資産					3 資産				
略					略				

略	略
4 負債	4 負債
略	略
5 資本	5 資本
略	略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「食品安全参事、ねんりんピック担当参事」を「情報政策担当参事、食品安全参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄20を同欄21とし、同欄6から19までを同欄7から20までとし、同欄5の次に次のように加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第2条第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の採用、退職及び任期の更新に関すること。

別表第1局長専決事項の欄44を同欄45とし、同欄19から43までを同欄20から44までとし、同欄18の次に次のように加える。

19 条件付採用期間の延長及び正式採用に関すること（会計年度任用職員に係るものに限る。）。

別表第1課長専決事項の欄23中「所属の職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同欄46を同欄47とし、同欄24から45までを同欄25から46までとし、同欄23の次に次のように加える。

24 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関すること。

別表第2総務部の表人事課の項課長専決事項の欄7を削り、同欄8を同欄7とし、同表税務課の項局長専決事項の欄1（3）を次のように改める。

（3）県税に関する犯則事件について地方税法第1章第16節の規定により行う知事の職務（第22条の16第2項、第22条の17第2項（第22条の18第2項において準用する場合を含む。）、第22条の25、第22条の28第1項から第3項まで、第22条の29、第22条の31）

別表第2企画部の表地域政策課の項局長専決事項の欄1（2）中「第24条」を「第23条」に改める。

別表第2企画部の表総合交通政策課の項の次に次のように加える。

人権政策課	1 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）に関する次のこと。 （1）部落差別を行った者に対する勧告（第7条第2項）	1 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例に関する次のこと。 （1）部落差別の禁止行為に関すること。（第3条） （2）部落差別を行った者に対する説示等（第7条第1項） （3）部落差別を行った者に対する説示等の市町村への要請（第7条第3項）
-------	---	---

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄1 (19) の次に次のように加える。

- (20) 措置命令 (第19条の5、第19条の6)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄3 (1) を同欄3 (2) とし、同欄3に同欄3 (1) として次のように加える。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更 (第7条第1項)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項部長専決事項の欄1に次のように加える。

- (2) 措置命令 (第19条の5、第19条の6)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄5の次に次のように加える。

6 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (令和2年和歌山県条例第13号) に関する次のこと。

- (1) 違反者に対するごみの回収の命令 (第9条)
- (2) 命令に従わない者に対する過料処分 (第10条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄8 (2) 中「計画変更命令等」を「計画変更勧告、計画変更命令等」に改め、同欄8 (3) 中「改善命令等」を「改善勧告、改善命令等」に改め、同欄8 (7) を削り、同欄8 (8) を同欄8 (7) とし、同表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄8 (2) 及び (3) を削り、同欄8 (4) を同欄8 (2) とし、同欄8 (5) を同欄8 (3) とし、別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1 (3) から (5) までを削り、同欄1 (6) を同欄1 (3) とし、同欄1 (7) から (9) までを同欄1 (4) から (6) までとし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

- (7) 保育士登録の取消し及び停止命令 (第18条の19)
- (8) 公私連携型保育所の届出の受理及び廃止の承認 (第56条の8第3項、第12項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄8に次のように加える。

- (6) 公私連携幼保連携型認定子ども園の届出の受理及び廃止の認可 (第34条3項、第12項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄7 (1) 中「聴取等」を「徴収等」に改め、同欄に次のように加える。

8 児童福祉法に関する次のこと。

- (1) 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可並びに解任の命令 (第18条の10)
- (2) 保育士試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令 (第18条の11第2項において準用する第18条の10)
- (3) 指定試験機関の試験事務に関する規程の認可及び変更の認可 (第18条の13第1項)
- (4) 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可 (第18条の14)
- (5) 指定試験機関に対する命令、報告の徴収及び立入検査 (第18条の15、第18条の16)
- (6) 保育士登録証の交付及び登録の削除 (第18条の18第3項、第18条の20)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄2中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項課長専決事項の欄5中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に、「覚せい剤原料取扱者等」を「覚醒剤原料取扱者等」に改める。

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号) に関する次のこと。

- (1) 事業継続力強化支援計画の認定 (第5条第6項)
- (2) 事業継続力強化支援計画の認定の取消し (第6条第2項)

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

11 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関する次のこと。

- (1) 事業継続力強化支援計画の公表及び経済産業大臣に対する当該計画を認定した旨の通知 (第5条第7項)
- (2) 経営発達支援計画の認定に関する意見提出 (第7条第7項)

(3) 認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況についての報告徴収(第11条第1項)

別表第2農林水産部の表里地・里山振興室の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)に関する次のこと。

(1) 棚田地域振興計画の策定及び変更(第6条)

別表第2農林水産部の表里地・里山振興室の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 棚田地域振興法に関する次のこと。

(1) 指定棚田地域の指定及び解除の申請(第7条第1項、第6項)

(2) 指定棚田地域の指定の申請に関する提案をした者に対する通知(第7条第4項)

別表第2農林水産部の表食品流通課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

1 卸売市場法(昭和46年法律第35号)に関する次のこと。

(1) 地方卸売市場の認定(第13条)

(2) 地方卸売市場の認定の取消し(第14条において準用する第11条)

別表第2農林水産部の表食品流通課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 卸売市場法に関する次のこと。

(1) 地方卸売市場の業務規程等の変更の認定(第14条において準用する第6条)

(2) 地方卸売市場の開設者に対する指導及び助言(第14条において準用する第9条)

(3) 地方卸売市場の開設者に対する措置命令(第14条において準用する第10条)

(4) 地方卸売市場の運営状況の報告の受理(第14条において準用する第12条)

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に関する次のこと。

(1) 輸出証明書の発行(輸出証明書の発行のうち衛生証明書の発行を除く。)(第15条第2項)

(2) 適合区域の指定(第16条第2項から第5項まで)

(3) 適合施設の認定(第17条第2項、第4項、第5項、第6項(第38条第6項において準用する場合を含む。))

(4) 輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等(第38条第2項、第5項)

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

8 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)に関する次のこと。

(1) 管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告(第6条)

(2) 特定農業用ため池の指定等(第7条)

(3) 特定農業用ため池の行為の制限(第8条)

(4) 防災工事の施行の届出の受理及び変更命令(第9条)

(5) 防災工事の施行に関する命令(第10条)

(6) 施設管理権の裁定(第15条(第17条第4項において準用する場合を含む。))

(7) 施設管理権の裁定に係る通知及び公告(第16条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。))

(8) 施設管理権の存続期間の延長の裁定(第17条第3項)

(9) 管理状況の報告徴収及び立入調査(第18条第1項、第2項)

(10) 土地の所有者に対する立ち入る旨の通知(第18条第3項)

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する次のこと。

(1) 農業用ため池の届出の受理(第4条第1項、第2項、附則第2条第1項、第2項)

(2) 農業用ため池に関するデータベースの公表(第4条第3項)

(3) 国又は地方公共団体との協議(第8条第3項)

(4) 立ち入ろうとする者に対する身分を示す証明書の交付(第18条第4項)

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄10 (4) を次のように改める。

- (4) 農用地利用配分計画の認可及び農用地利用集積計画の同意 (第18条第1項、第19条の2第3項)

別表第2農林水産部の表経営支援課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

10 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) に関する次のこと。

- (1) 農業経営改善計画の認定 (計画区域が2以上の振興局にまたがるものに限る。) (第12条第1項)
- (2) 農業経営改善計画の変更認定 ( (1) で認定したのものに限る。) (第13条第1項)
- (3) 農業経営改善計画の認定の取消し (第13条第2項)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄17を同欄18とし、同欄10から16までを同欄11から17までとし、同欄9の次に次のように加える。

10 県有林地上権設定契約の更新及び変更に関すること。

別表第2県土整備部の表河川課の項局長専決事項の欄1 (5) を次のように改める。

- (5) 流水の占用の更新及び変更の許可 (取水量の増量を伴わないものに限る。) (第23条)

別表第2県土整備部の表河川課の項局長専決事項の欄1 (9) を同欄1 (12) とし、同欄1 (6) から (8) までを同欄1 (9) から (11) までとし、同欄1 (5) の次に次のように加える。

- (6) 土地の占用の許可 ( (5) の事項に係るものに限る。) (第24条)
- (7) 土石等の採取の許可 (河川管理者が発注する工事に伴うもの及びその変更許可に係るものに限る。) (第25条)
- (8) 工作物の新築等の許可 ( (5) の事項に係るものに限る。) (第26条第1項)

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2農林水産部の表食品流通課の項課長専決事項の欄1の改正規定及び同欄1の次に次のように加える改正規定 令和2年6月21日
- (2) 別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄5の次に次のように加える改正規定 令和2年10月1日

和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(地方機関事務決裁規程の一部改正)

第1条 地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項		別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項	
専決者	専決事項	専決者	専決事項
地方機関の長 (かい以外の地方機関)	1～6 略 7 職員 (会計年度任用職員 (会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年和歌山県条例第25号) 第2条第1項に規定	地方機関の長 (かい以外の地方機関)	1～6 略 7 職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。) の承認等に関すること。

関の長 にあつ ては第 1項か ら第14 項まで に掲げ る事項 に限る 。)	する会計年度任用職員をいう。以下 同様。)を除く。)の休暇(2 週間以上にわたる病欠休暇及び特 別休暇並びに組合休暇を除く。) の承認等に関する事 8 会計年度任用職員の休暇の承認 等に関する事 9~31 略
--	---

関の長 にあつ ては第 1項か ら第13 項まで に掲げ る事項 に限る 。)	8~30 略
--	--------

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
保健所長	1~10 略 11 和歌山県ごみの散乱防止に関する 条例(令和2年和歌山県条例第 13号)に関する次のこと。 (1) 違反者に対するごみの回収命 令(第9条) (2) 命令に従わない者に対する過 料処分(第10条)
略	
高等看護学院長	1 略 2 保健師助産師看護師法施行令(昭 和26年政令第386号)に関する 次のこと。 (1) 看護師等養成所の変更申請の 受理(第13条第1項) (2) 看護師等養成所の変更届出の 受理(第13条第2項) (3) 看護師等養成所の指定取消し の申請書の受理(第17条) 3 大学等における修学の支援に関 する法律施行規則(令和元年文部 科学省令第6号)に関する次のこ と。 (1) 授業料等減免申請書の受理及 び対象者の認定(第11条) (2) 授業料等減免対象者等の収入 額及び資産額の判定等(第13条 ) (3) 授業料減免の額の変更(第14 条) (4) 授業料等減免の認定の取消し 等(第15条) (5) 授業料等減免の認定の効力の 停止等(第18条)
なぎ看護学校長	1 公有財産に係る保守管理業務等 についての入札及び契約に関する こと。 2 保健師助産師看護師法施行令に 関する次のこと。 (1) 看護師等養成所の変更申請の 受理(第13条第1項) (2) 看護師等養成所の変更届出の 受理(第13条第2項) (3) 看護師等養成所の指定取消し の申請書の受理(第17条)

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
保健所長	1~10 略
略	
高等看護学院長	1 略

<p>3. <u>大学等における修学の支援に関する法律施行規則に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>授業料等減免申請書の受理及び対象者の認定 (第11条)</u></p> <p>(2) <u>授業料等減免対象者等の収入額及び資産額の判定等 (第13条)</u></p> <p>(3) <u>授業料減免の額の変更 (第14条)</u></p> <p>(4) <u>授業料等減免の認定の取消し等 (第15条)</u></p> <p>(5) <u>授業料等減免の認定の効力の停止等 (第18条)</u></p>
---

略

備考 略

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
農林水産振興部長	<p>1～44 略</p> <p>45 <u>和歌山県県有林事務規程 (昭和40年3月20日制定) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>立木の処分 (公有財産の処分を伴うものを除く。) に関すること。 (第5条、第10条)</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>46～77 略</p> <p>78 <u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>農業用ため池の届出の受理 (第4条第1項及び第2項並びに附則第2条第1項及び第2項)</u></p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体との協議 (第8条第3項)</u></p> <p>(3) <u>防災工事の施行の届出の受理及び変更命令 (第9条)</u></p> <p>(4) <u>防災工事の施行に関する命令 (第10条)</u></p> <p>(5) <u>管理状況の報告徴収及び立入調査 (第18条第1項及び第2項)</u></p> <p>(6) <u>土地の所有者に対する立ち入る旨の通知 (第18条第3項)</u></p> <p>(7) <u>立ち入ろうとする者に対する身分を示す証明書の交付 (第18条第4項)</u></p> <p>(8) <u>届出の催告 (附則第2条第3項)</u></p> <p>79 <u>棚田地域振興法 (令和元年法律第42号) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>指定棚田地域の指定及び解除の申請に関する関係市町村との協議 (第7条第2項)</u></p> <p>(2) <u>指定棚田地域振興協議会との協議 (第8条第5項及び第6項)</u></p>

--

略

備考 略

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
農林水産振興部長	<p>1～44 略</p> <p>45 <u>和歌山県県有林事務規程 (昭和40年3月20日制定) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>立木の処分に関すること。 (第5条、第10条)</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>46 <u>県有林地上権設定契約の更新及び変更に関すること。</u></p> <p>47～78 略</p>

	<p>80 <u>農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>農業経営計画の認定 (振興局の区域内の計画に限る。)</u> (第12条第1項)</p> <p>(2) <u>農業経営計画の変更認定 (振興局の区域内の計画の変更に限る。)</u> (第13条第1項)</p>		
<p>建設部長</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>土地改良法 (昭和24年法律第195号) に関する次のこと。</u></p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>4 <u>県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。)</u> 等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関する<u>こと。</u></p> <p>5 <u>県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。)</u> 等により取得した県有財産と民有地等との境界に関する<u>こと。</u></p> <p>6~67 略</p>	<p>建設部長</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>土地改良法 (昭和24年法律第195号) に関する次のこと (有田振興局農林水産振興部長の専決事項として定めているものを除く。)</u></p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>4 <u>県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。)</u> 等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関する<u>こと (有田振興局農林水産振興部長の専決事項として定めているものを除く。)</u>。</p> <p>5 <u>県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。)</u> 等により取得した県有財産と民有地等との境界に関する<u>こと (有田振興局農林水産振興部長の専決事項として定めているものを除く。)</u>。</p> <p>6~67 略</p> <p>68 <u>南紀白浜空港条例 (昭和43年和歌山県条例第8号) に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>施設の使用の届出の受理 (第4条第1項)</u></p> <p>(2) <u>入場等の制限 (第7条)</u></p> <p>(3) <u>空港の機能を損なうおそれのある行為の決定 (第11条第5号)</u></p> <p>(4) <u>土地、建物等の使用の許可等 (第12条)</u></p> <p>(5) <u>構内営業の許可 (第13条)</u></p> <p>(6) <u>違反者に対する措置命令 (許可の取消しを除く。)</u></p> <p>(7) <u>土地等の使用料の減免 (第19条)</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>部の課長</p>	<p>1~9 略</p> <p>10 <u>所属の職員 (会計年度任用職員を除く。)</u> の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。) の承認等に関する<u>こと。</u></p> <p>11 <u>所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関すること。</u></p> <p>12~18 略</p>	<p>部の課長</p>	<p>1~9 略</p> <p>10 <u>所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)</u> の承認等に関する<u>こと。</u></p> <p>11~17 略</p>
<p>建設部ダム管理事務所管理課長</p>	<p>1~4 略</p> <p>5 <u>所属の職員 (会計年度任用職員を除く。)</u> の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。) の承認等に関する<u>こと。</u></p> <p>6 <u>所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関すること。</u></p>	<p>建設部ダム管理事務所管理課長</p>	<p>1~4 略</p> <p>5 <u>所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)</u> の承認等に関する<u>こと。</u></p>



	7 略
略	略

備考 略

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海南工事事務所長	略
略	略

略	略
有田振興局建設部広川出張所長	<p>1～3 略</p> <p>4 所属の職員(会計年度任用職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関すること。</p> <p>5 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関すること。</p> <p>6 略</p>

略

備考 略

別表第4 (第4条関係) ころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略

	6 略
略	略

備考 略

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海南工事事務所長	略
有田振興局農林水産振興部長	<p>1 土地改良法(昭和24年法律第195号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 県営土地改良事業(県営農道整備に限る。)の計画変更に伴う国有地等の地区編入承認申請(第87条の3第6項)</p> <p>(2) 他人の土地への立入測量又は検査(県営農道整備に限る。)(第118条)</p> <p>(3) 県営土地改良事業(県営農道整備に限る。)施行のための障害物の移転等(第119条)</p> <p>(4) 急迫の場合の他人の土地の一時使用等(県営農道整備に限る。)(第120条)</p> <p>(5) 検査等の場合の損失の補償に係る協議等(県営農道整備に限る。)(第121条第1項)</p> <p>2 県営土地改良事業(県営農道整備に限る。)等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関すること。</p> <p>3 県営土地改良事業(県営農道整備に限る。)等により取得した県有財産と民有地等との境界に関すること。</p>
略	略

略	略
有田振興局建設部広川出張所長	<p>1～3 略</p> <p>4 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関すること。</p> <p>5 略</p>

略

備考 略

別表第4 (第4条関係) ころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略

事務局 長	1～9 略 10 所属の職員(会計年度任用職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事 11 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関する事 12～15 略
部長	1～6 略 7 所属の職員(会計年度任用職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事 8 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関する事 9・10 略

事務局 長	1～9 略 10 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事  11～14 略
部長	1～6 略 7 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事  8・9 略

別表第5(第4条関係) 工業技術センター所長、部長及び総務管理課長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1～3 略 4 所属の職員(会計年度任用職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事 5 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関する事 6 略
略	略

別表第5(第4条関係) 工業技術センター所長、部長及び総務管理課長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1～3 略 4 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事  5 略
略	略

別表第6(第4条関係) 農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
林業研 修部長	1～3 略 4 所属の職員(会計年度任用職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事 5 所属の会計年度任用職員の休暇の承認等に関する事 6～10 略
略	略

別表第6(第4条関係) 農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
林業研 修部長	1～3 略 4 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事  5～9 略
略	略

第2条 地方機関事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、  
 所長及び部の課長等専決事項  
 (1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
農林水産振興部長	1～5 略  6～79 略
略	

備考 略  
 (2) 略

別表第3 (第4条関係) 振興局の局長、部長、  
 所長及び部の課長等専決事項  
 (1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	
農林水産振興部長	1～5 略 6 <u>和歌山県卸売市場条例 (昭和47年和歌山県条例第9号) に関する次のこと。</u> <u>(1) せり人の届出 (第15条)</u> 7～80 略
略	

備考 略  
 (2) 略

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和2年6月21日
- (2) 第1条中別表第2の表保健所長の項の改正規定 令和2年10月1日

和歌山県訓令第11号

庁 中 一 般  
 各 地 方 機 関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程 (昭和62年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、 <u>情報政策担当参事</u> をもって充てる。	(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、 <u>企画政策局長</u> をもって充てる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。